

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口			新住所地での手続き
						担当課	総合支所	支所	
高齢・障がい	おでかけ乗車券をもらっている方	おでかけ乗車券の返還	・おでかけ乗車券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館 1F 9 番窓口 0596-21-5559	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※各市区町村によって異なりますので、転入先の市区町村役場へお問い合わせください
	タクシー料金助成券(利用券)をお持ちの方	タクシー料金助成券(利用券)の返還	・タクシー料金助成券(利用券)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館 1F 9 番窓口 0596-21-5558	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※各市区町村によって異なりますので、転入先の市区町村役場へお問い合わせください
障がい	障害者医療費助成制度 ※案内重複	・受給資格等喪失届 ・受給資格証の返還	・受給資格証 ※後期高齢者医療制度にご加入中の方は、受給資格証はありません ・預金通帳等 ※振込先口座を変更される場合のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受給資格認定申請 ※転入先の市区町村役場へお問い合わせください
税	軽自動車、バイク及び原付を所有している方	住所変更手続き ※軽自動車税は、4月1日に登録の市区町村で課税されます	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	課税課 本館 1F 3 番窓口 0596-21-5531	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※車種によって登録手続きが異なりますので、転入先の市区町村役場へお問い合わせください
	住民税(市・県民税)を納付している方	住民税は、毎年1月1日現在お住まいの住所で、前年中の所得に対して課税され、課税地の市区町村に納めることになるため、伊勢市で課税された住民税(市・県民税)は他へ転出しても、伊勢市に納めることとなります。	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	収納推進課 本館 1F 2 番窓口 0596-21-5537	-	-	※住民税は1月1日時点にお住まいの市区町村でお問い合わせください
	海外へ出国される方	納税管理人の選任届等 ※伊勢市で課税されている方が、海外へ出国される場合は、納税管理人(納税通知書等を本人の代わりに国内で受け取り、納税する方)の選任等が必要となる場合がありますので、課税課にご確認ください。	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	課税課 本館 1F 3 番窓口 (軽自動車税) 0596-21-5531 4 番窓口 (固定資産税) 0596-21-5532 5 番窓口 (住民税) 0596-21-5534	-	-	-
水道・下水道	水道・下水道の使用を中止する方 ※下水道のみ使用の方(井戸水等)も手続きが必要	使用を中止する日と転出先をお知らせください ※ご希望の3日前までに申込みをしてください。電話による受付も可能です。下水道のみ使用の方は書類の提出が必要です。	※閉栓手数料は無料です	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部 料金課 (上下水道窓口) 本館 1F 6 番窓口 0596-42-1501	二見のみ	-	水道・下水道の使用開始の届出 ※転入先の市区町村役場へお問い合わせください
住宅	住宅等が空き家になる方	・空家バンク制度(所有者)への登録 ・リフォーム補助制度の申請 ・除却(解体)補助制度の申請	※希望される方は、担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都市整備部 住宅政策課 本館 4F 401 番窓口 0596-21-5597	-	-	-

手続きご案内シート

転出



他の市区町村へ引越される方へ 転出届

新しい住所地にお住まいになる
14 日前から受付しています

◆戸籍住民課、
各総合支所(生活福祉課)、
各支所で手続きができます

◆マイナンバーカードをお持ちの方は、
オンラインでも転出届ができます
(詳しくは下記の二次元コードからご確認ください)



二次元コード

<届出に必要なもの>

- ◆窓口に来られる方の「本人確認書類」
(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード〔個人番号カード〕、住民基本台帳カード、健康保険証など)
- ◆代理人が届出する場合、原則「委任状」
(同一世帯の方が届出する場合は、「委任状」は不要です。)
- ◆外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

令和 2 年 5 月 25 日から、「通知カード」の交付、再交付、記載の変更ができなくなりました。
詳しくは戸籍住民課へお尋ねください。

伊勢市役所

所在地 〒516-8601 伊勢市岩淵 1 丁目 7-29
ホームページ <https://www.city.ise.mie.jp>
開庁時間 8:30~17:15
(土曜・日曜・祝休日、年末年始を除く)
※月曜日は一部窓口を 19:00 まで開庁しています。



◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		新住所地での手続き	
						担当課	総合支所 支所		
住所・戸籍	印鑑登録をしている方	印鑑登録証(手帳またはカード)の返還 ※転出証明書と印鑑登録証をご持参いただければ、転出予定日の前日までは、伊勢市で印鑑登録証明書の交付を受けることができます	・印鑑登録証(手帳またはカード)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課 本館 1F 1 番窓口 0596-21-5547	○	○	印鑑登録 ※各市区町村によって異なりますので、転入先の市区町村役場へお問い合わせください。
	・マイナンバーカード(個人番号カード) ・住民基本台帳カード ・通知カード をお持ちの方	(国内へ転出するとき) 伊勢市での手続きは不要 (国外へ転出するとき)返納等の手続き		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	○	住所変更の届出
子育て	小・中学校(公立)の児童生徒	転校手続き ※転出後、転校を希望しない場合は、学校教育課へご相談ください	※伊勢市での転出届の際、戸籍住民課の窓口で発行 ・除籍通知書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【提出先】 通学していた小中学校 ※担当課 教育委員会 学校教育課 (小俣総合支所 2F) 0596-22-7879	小俣のみ	—	転入手続き(下記の書類を転校先の学校へ提出してください) ※転入先の市区町村役場で発行 ・就学(入学)通知書 ※通学していた学校から受取 ・在学証明書 ・転学児童(生徒)教科用図書給与証明書
	幼稚園(公立)に入園しているお子さんがいる方	退園手続き(単身赴任等で保護者のみが転出の場合は家族状況変更手続き)	※各幼稚園にある書類に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 教育総務課 (小俣総合支所 2F) 0596-22-7875	小俣のみ	—	※転入先で入園を希望する場合は、転入先の市区町村役場へお問い合わせください
	保育所・認定こども園に入所しているお子さんがいる方	退園手続き(単身赴任等で保護者のみが転出の場合は家族状況変更手続き)	※担当課・在籍施設に申し出てください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育課 東館 2F 12 番窓口 0596-21-5579	—	—	※転入先で入所を希望する場合は、転入先の市区町村役場へお問い合わせください
	児童手当を受けている方	伊勢市での手続きは不要 ※児童と異なる住所となる場合は担当課へお問い合わせください	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 13 番窓口 0596-21-5561	○	○	児童手当認定請求 ※転出予定日後 15 日以内に手続きをしてください ※提出書類が必要な場合がありますので、転入先の市区町村役場へお問い合わせください
	児童扶養手当を受けている方(ひとり親家庭等に該当する方)	児童扶養手当転出届(または資格喪失届)	・児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 13 番窓口 0596-21-5713	○	—	児童扶養手当認定請求 ※提出書類が必要な場合がありますので、転入先の市区町村役場へお問い合わせください
	学習塾利用助成券をもらっている方	学習塾利用助成券の返還	・学習塾利用助成券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 13 番窓口 0596-21-5713	○	—	手続きは不要
	特別児童扶養手当を受けていた方	・県外へ転出の方は、特別児童扶養手当県外転出届(または資格喪失届) ・県内へ転出の方は新住所地での手続きのみ	・特別児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館 1F 9 番窓口 0596-21-5558	○	—	※転入先の市区町村役場で受給していた旨を伝え、手続きしてください ※提出書類が必要な場合がありますので、転入先の市区町村役場へお問い合わせください

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		新住所地での手続き	
						担当課	総合支所 支所		
国民健康保険	国民健康保険に加入している方	国民健康保険資格適用終了届 ※転出後 14 日以内に手続きをしてください。	・国民健康保険被保険者証 ・世帯主、転出する方のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5646	○	○	国民健康保険資格適用開始届 ※転入後 14 日以内に手続きをしてください。 ・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・転出証明書等
		国民健康保険料の精算		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	○	手続きは不要
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返還	・限度額適用・標準負担額減額認定証等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	○	各種認定申請 ※転入先の市区町村役場へお問い合わせください
医療・保険	後期高齢者医療保険に加入している方	負担区分等証明書(新住所地提出用)の交付を受ける ※県外転出のみ	・後期高齢者医療被保険者証 ・預金通帳等(被保険者名義)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5552	○	—	後期高齢者医療資格取得手続き ※転入先の市区町村役場へお問い合わせください
		後期高齢者医療保険料の精算		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	○	手続きは不要
	福祉医療費助成制度	こども医療費助成制度 一人親家庭等医療費助成制度 障害者医療費助成制度 ※案内重複	・受給資格等喪失届 ・受給資格証の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	○	○	受給資格認定申請 ※転入先の市区町村役場へお問い合わせください
	・受給資格証 ※後期高齢者医療制度にご加入中の方は、受給資格証はありません ・預金通帳等 ※振込先口座を変更される場合のみ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○		—	受給資格認定申請 ※転入先の市区町村役場へお問い合わせください	
年金	国民年金	伊勢市での手続きは不要 ※加入している方で国外転出の場合は資格喪失の手続きが必要です	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—	年金受給権者住所変更届 ・年金証書 ・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ※受給している方でマイナンバー(個人番号)が「未収録」の方のみ
介護	介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証(ピンク色)の返還	・介護保険被保険者証(ピンク色)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険課 東館 1F 10 番窓口 0596-21-5647	○	○	手続きは不要
	要介護・要支援の認定を受けている方	受給資格証明書の交付を受ける ※転出先によっては交付がない場合もありますので、担当課へお問い合わせください	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	—	要介護認定手続き ※異動後 14 日以内に手続きをしてください。引続き同じ認定区分でサービスを受けることができます。 ・介護保険受給資格証明書
		介護保険負担割合証の返還	・介護保険負担割合証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	○	手続きは不要
	要介護・要支援の認定申請中の方	介護保険資格者証の返還 ※受給資格証明書の交付についてご相談ください	・介護保険資格者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	—	要介護認定手続き 【受給資格証明書の交付を受けた場合】 ※異動後 14 日以内に手続きをしてください。 ・介護保険受給資格証明書
おむつ利用券をもらっている方	おむつ利用券の返還	・おむつ利用券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	○	※各市区町村によって異なりますので、転入先の市区町村役場へお問い合わせください	